薬生総発 0 8 0 9 第 2 号 令 和 4 年 8 月 9 日

各 都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 (公 印 省 略)

「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき 緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」 の一部改正について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について(依頼)」(令和2年1月17日付け薬生総発0117第7号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)に基づき緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対して研修を実施することとしています。また、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」(令和2年4月2日付け薬生総発0402第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「一覧公表通知」という。)に基づき、当該研修を修了した薬剤師等の一覧の情報を厚生労働省のホームページにおいて公表しているところです。

今般、オンライン診療を行う医師及び緊急避妊薬の処方・調剤を求める患者が、緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局を確認する際の利便性の観点から、一覧の形式を改めて薬局ごとに情報を掲載するとともに、一覧公表通知を下記のとおり改正することとしましたので、御了知いただくとともに、当該内容について、貴管下の薬局、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、一覧に掲載されている薬局におかれましては、緊急避妊薬の調剤に関する体制を確実に整備するとともに、薬局及び薬剤師の一覧に掲載されている情報に変更が生じた場合や、薬局内に研修を修了した薬剤師が在籍しなくなるなど「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づいた緊急避妊薬の調剤対応ができなくなる場合は速やかに届け出るよう、御留意をお願いいたします。

一覧公表通知の一部を別添のとおり改正する。

改正後 改正前

1 (略)

- 2 公表された薬剤師及び薬局における留意事項
- (1)公表された薬剤師及び薬局においては、薬剤師が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月31日付け医政発0731第7号厚生労働省医政局長通知。以下「指針」という。)に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、<u>患者の</u>プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備すること。
- (2) (略)
- (3) 薬局は、当該薬局又は当該薬局に所属する薬剤師について、薬 局及び薬剤師の一覧に掲載されている情報に変更があった場合に は、別添2の様式を用いて、薬局が所在する都道府県の都道府県薬 剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届 出を受理した後、1 (1) の提出先に当該内容を電子媒体で提出す ること。

1 (略)

- 2 公表された薬剤師及び薬局における留意事項
- (1)公表された薬剤師及び薬局においては、薬剤師が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月31日付け医政発0731第7号厚生労働省医政局長通知。)(以下「指針」という。)に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備すること。
- (2) (略)
- (3) 研修を修了した薬剤師は、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更があった場合には、別添2の様式を用いて、研修を受講した都道府県薬剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届出を受理した後、1(1)の提出先に当該内容を電子媒体で提出すること。